

令和2年7月20日

取引事業者 各位

大崎市民病院鳴子温泉分院管理課長

取引業者様の来院制限について（通知）

本院の運営については、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月20日（月）から取引業者様の来院については、下記のとおりとさせていただきますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。

記

1 次の場合は来院可能とします。

- (1) 納品
- (2) 修理及び保守対応
- (3) その他病院から来院の要請があった場合

※上記以外の理由の場合は、管理課に相談をお願いします。

2 遵守事項

- (1) 事前に電話等で予約して、許可を得た上で来院してください。
- (2) 来院直前に体温を測定してください。発熱，呼吸器症状，体がだるいなどの症状がある方の来院はご遠慮ください。
- (3) 2週間以内に、県外の居住・移動歴がある方は検温等を記録した健康管理簿写し(直近2週間分)【任意様式】を管理課にご提出ください。

※上記事項をお守りいただけない場合には、その後の来院をお断りします。

【担当】

鳴子温泉分院管理課

電話：0229-82-2311

Email：zimu-ocn@h-osaki.jp